

予算決算常任委員会

平成25年10月1日(火)

◎ 開 議 の 宣 告 (午前10時00分)

○委員長(大光 巖) ただいまから予算決算常任委員会の会議を開きます。

上村委員から欠席する旨の連絡がありましたので、出席委員数は15名であります。

それでは、昨日に引き続き認定第2号 平成24年度伊達市一般会計歳入歳出決算の審査を行います。

第8款土木費から第9款消防費、84ページから91ページまでの質疑を願います。質疑はございませんか。

○委員(吉野英雄) 土木費について、まず何点かあるのですが、87ページの橋梁長寿命化修繕計画策定事業についてお伺いをいたします。全体計画は、たしか205の橋を点検、計画を立てるということだったなというふうに思っております。間違っておりましたらお聞かせください。23年に55カ所、それからことしは123カ所というのが実績として述べられておまして、全体的に残りは27ぐらいあるのかなというふうに思っておりますが、長寿命化計画、まずそのためには全体的に老朽化の状況を調べなければいけないということだと思っております。この残りの部分についてはどのような計画でまず点検を進められる計画なのかお聞かせください。

○建設課長(大山 孝) お答えいたします。

橋梁長寿命化計画につきましては、24年度において橋梁の点検が完了しております。24年度につきましては123橋実施しております。それで、総数209橋の調査を終わらしまして、今年度、25年度に長寿命化計画を策定する予定となっております。

以上です。

○委員(吉野英雄) これは全道的にも、それから全国的にも老朽化した公共施設といいますか、そういったものが問題になっておまして、これらを長寿命化していくということは橋のかけかえをするというよりも長寿命化していくということですが、この点検結果、長寿命化することで延命を図れるもの、それからやはりかけかえしなければいけないものとかとより分けがあると思うのですが、それらについては今回、全体的に点検は終わったということなのですか、それらについてのより分けといいますか、そういったものはどういふふうになっておりますか。

○建設課長(大山 孝) 昨年度までの点検結果の結果、早急に補修する橋梁についてはございませんでした。それで、今年度なのですが、先ほど申し上げましたように長寿命化計画ということで橋梁の補修を順次進めていきたいということで、それで優先順位をつけまして順次補修を行っていきいたいというふうに考えております。

○委員(吉野英雄) それで、全体的に早急にやらなければいけないというものはゼロだったということなのですが、やはり補修を計画的にやっていくということになるのですけれども、全体的な事業費の計画ですとか、予想ですとか、それから何年度までにこれらを補修を完了するかと

というような全体的な策定というのは今年度、25年度で策定をするということになるのでしょうか。その辺についての計画をお知らせください。

○建設課長（大山 孝） 計画につきましては、今年度予定しております。それで、財政的な問題もございますので、協議した中で何年間で補修を終わらせるとか、そういうものも含めまして協議を現在進めているところでございます。

○委員（吉野英雄） ぜひこれは交通量の問題ですとか、いろいろあると思うのですけれども、やはり市民が生活として使う橋、道路にかかっている橋ですので、ぜひ計画的に進めていただきたいなというふうに思います。

次に、88ページの住宅費の住宅管理費に関連してお伺いをいたします。住宅使用料の関係ですけれども、決算意見書の中にもありまして、不納欠損が355万、それから収入未済が4,728万ということの結果が出ておりまして、監査委員からも関係法令の規定に基づいてあるということで確認したというふうに書かれておりますが、不納欠損の大半が住宅使用料と生活保護費返還金が占めているということでございます。収入未済のほうを見ますと、昨年、それから一昨年と比べまして、平成24年度は1,000万円減らしてということで収入未済が大きく減ったということで、これらについては大変努力されているものだなというふうに思っておりますが、それにしても収入未済の市税を除いてですけれども、収入未済の大半を住宅使用料が占めているということについては依然として変わっていないわけで、この辺の対策をどうするかということが非常に対応が求められているのではないかなと思うのですけれども、収入未済の徴収や処理方針はどのようにしていかれるつもりなのか、この辺についてお聞かせください。

○住宅課長（早瀬久雄） 住宅使用料の収入未済額が非常に多いということで、改めてこの件に関しましてはおわびを申し上げたいと思います。それで、平成19年から平成23年までの過去5年間で収入未済額が3,640万8,197円から5,737万4,028円と2,038万5,848円もふえておりまして、年平均にしますと約400万円ずつふえてきております。最近の経済状況の悪化によるものなのか、理由はよくわかりませんが、離職者等が非常にふえてきているということも現状にありまして、急にふえてきている状況であります。その中で、やはり公平性の観点から多額な未済額があるということで市民に対してはまことに申しわけないということで考えておりますので、この辺をどのようにして減らしていくかということですが、解消の対策として徴収を主に担当する職員による滞納者に対する密接な対応に力を入れておりまして、その結果、収入率を上げることができたところであります。このような対応をしていくことによって、今まで年々ふえていた収入未済額を減らすことは今年度やることによって結果を出すことができましたので、これを継続してやっていくことによって毎年未済額を減らしていきたいということで考えております。

以上です。

○委員（吉野英雄） 大変現場としては、この市営住宅に入っていらっしゃる方が必ずしも収入が多い方ばかりではないのです。ほとんど低所得者ということですので、大変苦勞されているなと思います。これは、国保の場合も同じようなことが言えるのだなというふうに思います。

それで、この収入未済を処理していく考え方についてどのように考えたらいいのかなというふう

には思っておりますが、不納欠損で落とす場合にはいろいろ法的な縛りがありまして簡単にはいかないわけですね。監査委員の意見書の中にも不納欠損処理は債権を放棄するものだから、簡単に法に基づかないやり方というのは許されないということだと思って厳しい指摘があるわけですが、この不納欠損、いわゆる収入未済を不納欠損として処理していくのかどうかということについては厳しい判断があるわけですが、例えばそれぞれ徴収に当たっている方々がこれは到底回収できないよなというふうに思ってもこれは簡単にはいかないわけですね。法に基づいているかどうか……

○委員長（大光 巖） 吉野委員、歳入に関しての質疑ということになると当てはまらないということなのですが、ちょっと控えていただければ。

○委員（吉野英雄） ああ、そうですか。

○委員長（大光 巖） 質疑、中身を変えていただければあれですが。

○委員（吉野英雄） 不納欠損の処理、これをやはり債権をどう管理していくのかというような市の方針をきちっと決めて処理していくというのが適当ではないのかなというふうに思っておりますが、これらについては部内で検討されたり、担当のほうで検討されたりしたことはあるのでしょうか。

○住宅課長（早瀬久雄） 平成24年の10月19日に伊達市市税等収納対策会議というものを設置しまして、市役所各課の収納担当の連携強化を図るということで収納率向上対策の取り組みを推進しているところであります。その中で、回収を強化していくということもいろいろ議論しているところでありますけれども、その中で不納欠損の関係の処理の方法等も決定していきたいなということで考えているところです。

以上です。

○委員（吉野英雄） 余り歳入のほうに触れると、これはまた別な項目になってきますので、この辺でちょっとこの問題はやめておきますが、この住宅の関係で管理条例があると思うのですが、保証人の関係です。保証人の関係については、これは規定ではどのように定められているでしょうか。市営住宅に入居する際の保証人の関係はどのように規定されているか。

○住宅課長（早瀬久雄） 保証人は、入居のときに入居者の所得同等以上の方ということで1名以上保証人になって入居していただいている状況であります。

以上です。

○委員（吉野英雄） それで、保証人が実際に入居する際には保証人になったけれども、途中で亡くなったとか転居されて保証人としての資格が逸失したというような場合についてはどのように対応されておりますか、保証人の関係。

○住宅課長（早瀬久雄） 保証人の死亡とか、いなくなった場合には新たに保証人をつくって提出いただくことになっておりますけれども、今の段階でなかなかそこまで手が回っていないというところで、今年度中にはその辺も整備しまして死亡等で保証人がいなくなっている方を新たに保証人をつくっていただいて市のほうに提出いただくというようなことで考えております。

以上です。

○委員（吉野英雄） もう一点、これは歳入のほうに関係するのかわかりませんが、減免規定については、いわゆる住宅の使用料の減免規定についての適用はどのようにされておりますか。

○住宅課長（早瀬久雄） 住宅使用料を払えない方が結構おりまして、そういう方に関しましては減免規定を、こういうような状況になっていて所得がより低い方は減免を受けれるというようなことをPRしながら、減免制度を利用して減免した家賃で支払いをしていただいているという状況で行っております。

以上です。

○委員（山田 勇） けさ、北海道新聞ですね、これ。ホーム連絡通路と併設された共用エレベーターも併設するという発表をされまして、私は西浜町に住んでおりまして、本当にまことにありがとうございます。着々とこれは進んでいっているのかなと思います。それで、今回のこの連絡通路につきましては共用エレベーター、それから自由通路につきましては、これは住民の避難場所となります。それで、これは大変ありがたいことでありまして、ただこれはこれで置いておきまして、90ページ、防災対策費、7の防災同報無線、これです。これの四百何万、これはどこにつけたのでしたっけ。

○自治防災課長（星 洋昭） お答えいたします。

平成24年度に設置しました防災同報無線のスピーカーになるのですけれども、それについては旭町の公園のほうに設置しているということです。旭町の公園です。

以上です。

○委員長（大光 巖） 山田委員、先ほど言ったように調査なくして発言なしですから、予算委員会ではありませんので、調査してからやってください。

○委員（山田 勇） わかりました。どうも済みません。それで、私この前の一般質問のときに言ったのは、これからこの同報無線を聞く人に対してはこれから考えていくという考え方で、これは最後になるような考え方なのですか。ただそれだけです。

○自治防災課長（星 洋昭） 平成24年度には、屋外の同報無線が必要だということで順次整備していくという考え方でまずは1カ所整備したのですが、それと事同じくして津波避難訓練などを行った折にサイレンや音声について聞こえないと、余り有用ではないのではないかなというような意見も数多く聞かれたものですから、この先10カ所、数十カ所という形であるスピーカー型のやつを整備するより消防のサイレンなどを活用して、コミュニティーFMなどを使った、ラジオを使った音声の伝達方法に変えていくということを今進めているところでございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） 私からは、土木の関係では86ページ、87ページの都市計画費の地域交流センターの基本計画策定事業の関係、1点、確認をさせていただきたいと思います。基本計画のほうは示されて、中身のいろんな議論などもちょっと読んできているのですが、この計画の中にいわゆるバスの待合の関係が何か入っているということをちょっと確認がされたのですが、その内容ときのうもちょっと話のあったいわゆる市庁舎の前庭の部分の計画とその辺のことについてどうなっているのか、もう少し詳しくお聞きをしたいのですが、いかがですか。

○総務部長（篠原弘明） お答えいたします。

まず、バス待合所というのは当初、一等最初の計画にはちょっと頭の中にあっただけなんですけれども、必ずしもバスということだけではなくて、これはタクシーであったり、乗り合いタクシーであったり、そのような乗り物を待つという意味も含めた考え方ということです。それで、きのうの市役所の本庁舎にいかにも誘導していくかということが実はこの交流センターに端を発して、いかにフラット化というか、障がい者に優しい、それから高齢者に優しい、誘導していくかということが実は非常に大きなテーマになりました。それで、昨日お話ししたとおり、なかなか今の本庁舎の前のこの階段、これが非常に難しい状況であります。これを全部フラット化というか、スロープで全体をこしらえとなると駐車場がつぶれてしまうとか、かなり大きな問題があります。ですから、何とか今後におきましてはこの市民交流センターからうまく誘導をして、スロープを使いながら本庁舎のほうに導いていくというようなことを中心に今後は組み立てをしていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） きのうに引き続いて改めてまた説明をいただきましたが、かねてからバスのいわゆる待合の関係は継続して議論してきているところに、この延長線上にこの計画もあるというふうな思っていて、だからこれから実施計画とか実際に進んでいく中で今おっしゃっていただいた前庭の部分の設計と利便性、そしてかねてからのバスの部分、うまく融合できないかなということがやっぱり大きなテーマだと思っています。相乗りタクシーとか、もちろんタクシーが来るということは当然想定されているというところだと思うのですが、やはりかなり市役所前のバス停の利用者というのはごらんのとおりに結構多い状況でございますので、そういった方々が交流センターに少しでも足をとめて入っていただけるような、そういうことを全体を通して考えていただきたいというふうに考えておりましたので、1点だけ確認をさせていただきました。今お答えがありましたので、まだ内部で多少話がこれから煮詰まっていくというところだと思いますので、よく各課相談をしていただいて進めていただきたいなと思っております。

それと、消防のほうへ行きます。消防費でございます。消防のほうは90、91ページになります。まず、消防費のほうで昨年要望をいたしまして、説明資料のほうに火災と救急の件数を入れていただいたのはよかったなと思っております。増減などこれで確認をすればいいわけですから、昨年に比べて火災が6件、伊達市のことについていえば6件ふえ、救急もちょっとふえ、救急は増加傾向なのですよね。火災の関係は、増加して中身も大体聞いているのですけれども、西胆振のほうでは全体ではまた深刻な火災もあったと聞いていますけれども、火災の原因の中に放火の疑いというのが3件あったのですが、これは伊達にかかわる部分が入っていたのかどうかというのは報告を聞いていらっしゃるでしょうか。

○自治防災課長（星 洋昭） 24年度は、確かに統計では3件あるということになっておりますが、全てこちらで聞いておりますのは西胆振消防組合全域でということになっておりまして、市町村別までは現在手元にはございません。

以上です。

○委員（小久保重孝） 確認をしておいていただけたらと思っておりますが、以前にたしか黄金でしたかね。いわゆる空き家が燃やされるというようなことがございました。そのことによって空き家対策をしなければならないというようなちょっと話になったかと思っております。そうでなければいいなと思っておりますが、ちょっとそういう統計的な数字を見させていただいたので、伊達にかかわる部分だけで結構ですが、確認をしておいていただきたいなと思っております。

それから、確認ですが、津波ハザードマップの作成経費が計上されて、前にお聞きしてちょっと聞き漏らしているかもしれません。ハザードマップの印刷経費に係る部数と配布先についてお答えいただけますか。

○自治防災課長（星 洋昭） お答えします。

津波ハザードマップにつきましては、昨年12月に2万5,000部作成いたしましたして、主要公共施設のほか、たしか1月だったと思うのですけれども、広報配布のときにあわせて全戸配布しているというような状況になっております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 2万5,000部つくって、全戸配布もしてということでございました。あと、その活用については、たしか予算などでもさせていただいておりますので、今後こういったせっかくつくったものを活用いただくようお願いをしたいなと思っております。

あと、もう一点確認ですが、これも予算のときに一部お聞きをしておりますが、津波避難の訓練実施経費が計上されて執行されました。その中身について、予算のときに答弁をいただいているのですが、参加者、周知したエリアの住民数と実際の参加者というもののちょっと数字だけ確認をさせていただきたいと思えます。

○自治防災課長（星 洋昭） 参加者につきましては200人弱ということになっております。参加エリアにつきましては、西浜と館山下なのですけれども、明確なちょっと数字、世帯数ですか、それについてはちょっと手元にございませでした。

○委員（小久保重孝） 調べればわかることですからいいのですが、要するに200人の方がどういう方が含まれていたのかなということを考える一つの参考にしたいなと思ったのです。わかる範囲で、たしか予算のときにも少しお話があったかと思いますが、高齢者、また子供、そして働き手、いわゆる世代間でいうとどの層が多かったというのは押さえていますでしょうか。

○自治防災課長（星 洋昭） 参加者について、年齢別に明確にデータは押さえておりませんが、実際参加といいますか、視察した状況ですと平日の日中というようなこともありまして高齢者といいますか、リタイアされた世代の人がほとんどだというふうに認識しております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 参加できる方がやっぱり開く日時によって限られてくるということですよ。ですから、今おっしゃったところがそのとおりなのだろうなと思っております。かねてからお願いをしておりますが、やっぱりできるだけ多くの方に体験をしていただく。たしか課長からもやってよかったというお話が予算のときにもあったと思えますので、ぜひこれからも要望ベースではなくて、やっぱり仕掛けていくということもぜひ考えていただきたいなと思っておりますので、そ

れでできるだけ年齢層、また障がいのあるなしとか、そういったところも含めてお願いをしたいなと思っています。

○委員長（大光 巖） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、第8款土木費から第9款消防費までの質疑を終わります。

○事務局長（村田 修） 説明員の交代をお願いいたします。

○委員長（大光 巖） 次に、第10款教育費、90ページから103ページまでの質疑を願います。質疑はございませんか。

○委員（辻浦義浩） 一般の94ページ、小学校費のほうで不用額が約1,000万円ほど出ておりますけれども、その中でも備品購入費のほうで200万ほど不用額が出ていますが、これはやはり入札とか、そういったものによる不用額になるのでしょうか。

○学校教育課長（鈴木俊仁） お答えいたします。

小学校費の学校管理費に係る部分のご質問でございますけれども、まず学校管理費の部分で690万ほど不用額が出ておりますが、このうち92万5,000円というのは平成23年度からの繰り越し事業によるものの不用額というのが一部ございます。そして、委員のご指摘のありました不用額の大きなもの、備品購入の部分についてもその他学校教育管理経費ということで、学校の備品購入代で学校に配分している部分もございますので、それぞれの学校での不用額というものを積み重ねた結果がこのような数字となってあらわれているところです。

以上です。

○委員（辻浦義浩） 同じく中学校のほうも備品のほうでもやはり不用額が出ているのですけれども、私もPTA会長とか経験をさせていただいて、よく学校の中で話があるのは学校で買う備品とか、そういったものの予算が全くないとかという話がよく出るわけです。やはりほかのPTA会長さんに聞いてもなかなか予算がないという話を聞いて、いろんなものを買うにしても予算がないからPTA会費から補充したりとか、そういう話がありますけれども、それは学校側の判断でしょうかからよくわかりませんが、その辺については教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長（鈴木俊仁） お答えいたします。

備品購入に関しましては、それぞれの学校に配分という形をとっておりますので、その中で購入していただいている部分はございます。また、不用額が生じていてトータルするとこういった形になっておりますけれども、年度末に特別支援を要する児童生徒が出てきた場合、翌年度の4月からスタートするときのために備品購入費というのを減額補正しないでそちらのほうで対応させていただくというような考え方も持っているところでございまして、そういったことでの備品の購入費の使い方をしているところであります。

以上です。

○委員（辻浦義浩） 教育費全体でも不用額が5,300万円ということで、かなり大きな金額が不用額となりますけれども、この辺については毎年このような予算組みをしてこういう決算になるの

かお聞きしたいと思います。

○学校教育課長（鈴木俊仁） お答えいたします。

今まで備品購入の話を中心にさせていただいたところですが、学校管理費の中では消耗品費の中で燃料費だとか光熱水費というのもございます。こちらについては、決算見込みを出すのが12月、1月の段階でございますので、その後の冬の厳しさ、あるいは燃料をたいて、そういったことでの需要もあるということもございますので、そういったことでの不用額が生じた原因の一つとも考えられます。

以上です。

○委員（辻浦義浩） 次ですが、102ページになります。学校施設開放事業の中の103ページの3番目になりますけれども、旧長和小学校維持管理費ということで、開放事業でありますから、開放しながら管理をしていると思うのですが、これについてはどのような形で管理をしているのかお聞きしたいと思います。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） お答えいたします。

旧長和小の学校開放の関係でございますけれども、旧長和小学校が現在の位置に移転したのが平成22年の11月ごろだったと思います。その際に体育館、またグラウンド等の利用を中止していたところなのですが、体育課ではなくこちらの開放事業についてはグラウンドをいわゆる広場として利用いただけないかということで、平成23年から当時旧有珠中学校のほうのグラウンドも現在のまなびのサッカー場の改修工事を行った関係もありまして、代替施設というような意味合いで始めたものでございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） 何点か確認をさせていただきます。

まず、90ページ、91ページの教育費、事務局費、毎度確認をさせていただいておりますが、不登校児童の生徒サポートハウス運営経費の関係です。説明資料のほうでも数字については14名の利用児童生徒数ということでございました。この生徒さんたちが1年間通われたのか、途中入れかえがあったとか、学校に戻ったとか、そういったちょっと状況について説明を願いたいと思います。

○学校教育課長（鈴木俊仁） お答えいたします。

ただいまお話のありました14人の児童生徒の関係ですけれども、こちらは週3回、火曜日、水曜日、金曜日の午後、こちらのフェニックスというところで活動を行っているものです。ここでは、その日の子供の体調といたしますか、状況にもよりますので、毎日全てをここに通ってきている子もいる場合もありますし、そういったことで通えなかったような子供もいると聞いております。そのほか、学校にも何度か通えるようになったというような報告も来ておりますし、最終的にはこういった子供たちは無事卒業して次の学年とか次の学校に進んでいる子供もいるというふうに報告を受けているところであります。

以上です。

○委員（小久保重孝） 今ざっくりと伺いますか、大きなところでお答えがございましたが、数字として押さえているということではないのでしょうか。その辺は、なかなか言いにくいところな

のでしょうか。

○学校教育課長（鈴木俊仁） 申しわけございません。そういったあたりのちょっと細かいところまでの資料は持ち合わせておりませんので。

以上です。

○委員（小久保重孝） 余り深くやりませんが、これはずっと長く本市は不登校の子たちのために、いい事業だというふうには私思っております。願わくば3日ではなくて、昔から要求されているようにそれこそ毎日でも開いてできるだけ早く現場復帰といいますか、そういうふうになればいいなと願っているところなのです。ただ、今課長にお聞きしてちょっと思っただけで心配になりますのは、やっぱりある面制度として確立されてしまうと余り教育委員会としては情報というのをとらないのかなというふうなことをちょっと感じます。やっぱり子供一人一人が通っていることもありますし、現場に赴いてどういう状況なのかということも確認をしていただくということも大事なのではないかと思いますので、その辺はしっかりと報告ができるようにしていただきたいなと、そのように思っております。

それから、92ページ、93ページのほうに行きます。教育研究費の学力向上実践事業でございます。これも毎度聞いておりますので、この中身についてご説明いただきたいと思っております。

○学校教育課長（鈴木俊仁） お答えいたします。

学力向上実践事業につきましては、伊達市独自の学力テストというものを平成24年の12月3日に実施しております。このテストにつきましては、11月までの学んだことをベースとした出題範囲となっておりますので、そこまでの習熟度、到達度というのを見て、その結果に基づいて分析し、その後の学力改善プランにつなげていくというテストであります。対象としましては、小学校が1年生から3年生が国語と算数、小学校4年生から6年生が国語と算数と理科、中学校の1年生と2年生が国語と数学と理科といったことで、業者に委託しまして採点と分析を行っているものでございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） 行っていることは聞いておりますし、今説明のあったとおりでございます。要するに効果のほどはどうなのかというところが大事な点でありまして、長い目で見てほしいという前教育部長さんのお話もございましたが、まだ経過の中でも今実際に生徒がいて学んでいるというところでは親御さんなんか非常に気にしているところもございまして、その辺について押さえているところがあればご報告をいただきたいと思っております。

○学校教育課長（鈴木俊仁） 結果といたしましては、業者のテストですので、そこで期待される平均値というのがございます。その平均値というものからしますと、伊達市内の学校においてはほぼそれと並んでいる状況というのがございますが、一部それに到達していない部分もございまして、そういったところについての各学校での今後の取り組みということで改善プランなりでしっかりとその辺の指導を行う、あるいは補修なども行うというような形をとっていくということでございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） わかりました。これも経緯を見てということになると思いますが、この間あるお医者さんが医師不足の話のことをちょっと相談したら、やっぱり子供をちゃんとしっかり教育できる場所がないと人は来ないよと、お医者さんは来ないよというふうに言われたところもありました。それは非常に大ざっぱな言い方ですけども、やっぱり子供の教育ということは移住にもつながってくるということでいえば、そういう姿勢をしっかりと見せていただくということが大事だと思いますので、しっかりとその辺はお願いしたいと。きのう調べましたら、ホームページなどで各学校の取り組みなどはどうなっているのか確認をしたのですが、伊達小ぐらいですかね、よく書かれていたのは。ほかは学力向上に関しての取り組みについて記述が余りありませんでした。ただ記述がなかっただけで、実際はやっているのだというふうに思っておりますけれども、そういったところからも姿勢というものがあらわれてきてしまうので、しっかりとやっていただきたいと思っております。

それから、94ページ、95ページに行きます。小学校費も中学校費もなりますが、97にもありますが、いわゆる総合学習等の推進事業、これも毎年予算が計上されて執行されているわけですけども、この総合学習等の推進事業の中身というのは教育委員会のほうでは報告は受けているのでしょうか。

○学校教育課長（鈴木俊仁） 報告を受けているというか、この事業について若干説明させていただきたいと思いますが、総合的な学習の時間というのは平成14年度から行われております。それで、各学校それぞれの地域の方々のご協力をいただいて学校独自の教育活動というのが行われておりまして、その中ではその地域の方に対する講師としての謝礼ですとか、あとは謝礼なしでボランティアという方も中にはいらっしゃいます。そういったことでの報償費として使われているものがあります。そしてまた、そのほかに総合的な学習の時間で体験学習として校外に、校外というのは学校から外のまちの中、いろんな施設ですとかを回る事業もございますので、その際の必要なバス借上げ料というのもございます。さらには、夏の期間自分の学校にプールがない小学校もございまして、そういった学校は24年度については市民プールに通うときのバスの借上げ料といったことでも使われております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 今説明いただきましたが、その費用の支出というのは学校に任せているということなのですね。その学校に任せている中での管理状況というのは、例えば学校として方針を決めて進めているのか、各先生に委ねられてかなりフリーハンドなのか、その辺についてはいかがですか。

○学校教育課長（鈴木俊仁） 例えばバスの話などを申し上げますと、年間の計画なるものが出てまいりますので、例えば年3回とか4回というような各学校からの計画に基づいて、それに合ったバスの借上げ料というのは積算されます。当然バスの借上げに対する申請というのも教育委員会のほうに参りますので、そういった点ではチェックもできるような体制となっております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 今課長が答弁いただいたバスとか、移動に関してはつかみやすいですね。

ただ、問題は要するに中身なのです。先ほど来、ボランティアで取り組んでいる方もいれば、お金を払って講師として来ていただいている方がいると。ちょっと仄聞するところでは、やはり先生方に任されている部分があって、ある面フリーなところが非常に高いので、ある面そのことで非常に有効な予算の使い方ができるということがあるように聞いています。ただ、一方で本当に効果があるのかどうかということの検証がなかなかできていないのではないかというふうに思うのです。要するにチェックされていないのではないかということなのです。ですから、この中身については教育委員会としてしっかり子供たちのためにももちろんなっているとは思っただけけれども、しっかりお金の出入りのことではなくて中身の効果までやっぱりもう少し声を出して口を挟んでいくべきではないかというふうに思うのですが、その辺についてはいかがですか。

○教育部長（松下清昭） 総合的学習の時間につきましてですが、教育課程の編成という中で学校側でどのような取り組みを行うかという部分で決定していく事項でございます。そして、その部分につきまして教育委員会としましては指導室を中心にして、どういう成果があったという部分の詳しい内容ではございませんけれども、集約は行っているところでございます。

○委員（小久保重孝） これでやめますが、この件に関しては。先ほどの学力向上の取り組みと総合学習の取り組み、要するに関連しているということなのです。やっぱりちょっと文科省も方針を変えたというところもございまして、何より文科省は別にしても本市としてどう取り組むのかという、子供たちに何を伝えていくのかということの方針がやっぱり曖昧ではいけないと思いますし、こういう事業を設けている以上、しっかりとその目的、目標をしっかりと定めて各先生がフリーでもいいからやっていただければいいのですが、何か効果がどうかわからぬ、何をしているのかわからないけれども、とりあえず時間を埋めましたなんていうことがないように、ぜひしっかりやっていただきたいなと思っております。

それから、96、97ページの文化振興費のほうに移ります。これは、ちょっとまた厳しいことを言わなければいけないのですが、宮尾登美子文学記念館の運営管理費の関係です。宮尾登美子文学記念館の関係は毎年のごとでございますが、入館者数が説明資料の69ページですと5,294人と、昨年在6,626人で少なくなっているわけでありまして、それで、通常でしたら余りこんなことをこんなと言わないのですが、この年は商工のほうでもはっきりしたように、それまで18万人ぐらい来ていた黎明観、あの一带ではなくて75万人の方がいわゆる物産館を訪れたという記録的な年になったわけです。それによって、黎明観も5万人ぐらいの方が寄ってくれたというようなことを、私はそう思っておりますけれども、さらに宮尾登美子文学記念館も当然その数字が上がるだろうなというふうに思っていたのですが、全然静かな状況なのです。ですから、これはどういったことなのかなというところを一応確認をしないといけないなと思っておりましたが、いかがでしょうか。

○文化課長（本間浩一） お答えいたします。

まず、文学記念館という部分でありますと、全国的にそうなのですが、やっぱりお客さんが少ないと、そして文学記念館ですから余りリピーターが来られないという形になっています。こちらとしましては小さな朗読会等を開催して来客をふやそうとはしているのですが、どうしても市民の方であれば1度見たらもういいという部分になる形がありますので、どうしても苦戦するとい

うのが今の文学記念館の中身だと思います。私たちも現在総合展示館のほうの検討をしているのですけれども、その展示館とあわせてお客様がたくさん来ていただけるような形に持っていきたいということで考えております。

○委員（小久保重孝） 前段でおっしゃる答弁の内容はそのとおりだと思うのですが、ただたしか途中で24年はたしか大島先生が何か声かけをして、看板を手づくりでして何とか引き込みをするというようなこともしたように聞いております。要するに取り組みがちょっと甘いのではないかということなのです。要するに文学記念館ですから、やっぱり非常にマイナーな施設かもしれませんが、要するに何かやっているよというのを見れば、文字ではなくて何かPRの方法を考えれば、あの75万人のうち、もう少し行ったのではないかなというのが悔やまれてならないのです。ですから、ことしも大変多くの人を集めていますし、人を集めることが全てではないと思うのですが、ただせっかくやっていることでございますし、立派なやっぱり所蔵品がありますので、多くの方に見ただくということで興味のある方だけが来ればいいというようなことではなくて、その辺はしっかりやっていただきたいなと思っております。それについて、いかがでしょうか。

○文化課長（本間浩一） お答えいたします。

私たち文化課としましてもお客様に来ていただくということで、いろいろな部分の検討はしておりますのですけれども、今までの展示物とほとんど内容が変わらないという部分があります。あと、宮尾先生が現在余り体調がよろしくないということで、新たな展示物を借りてくるとか、そういうことがちょっとできないような状況になっております。今回どうしても黎明観の裏側ということでお客さんからも目につきにくいという部分もありますので、今回都市整備課のほうで公園の看板をつくり直すということで、その中でも宮尾記念館がわかるような形にしてほしいという形で行っておりますし、あと大手門のところに一応宮尾記念館の看板で左側ですということでは出しているのですが、それもやっぱり余り目につかないという部分で、今ですと物産館のほうにお客さんが完全に偏っていますので、そちらのほうにも宮尾記念館がそちらにあるという形でお客さんにアピールできるようなこともちょっと考えていきたいと思っております。

○委員（小久保重孝） 今都市計画のほうとも相談して表示の関係、工夫されるということで理解をいたしました。また、ただ前段の部分の中身が1点は固定化しているということの部分は、これはいかんともしがたいのでしょうかけれども、ある面予算があればもっと魅力的な内容にできるのだということですね。ですから、その辺については教育のほうでしっかりと相談をしていただいて魅力のあるものにしていただきたいというふうに思っております。

それから次は、100ページ、101ページです。これは、ちょっと絞りますかね。まず、カルチャーセンターの費用の関係です。カルチャーセンター費に行きます。これも毎度やらせていただいて、大変多額の経費がかかる反面、収入が少ないということで、さらにトレーニング室が移転したらまたさらに少なくなる、そのことについてどう考えていくのか内部で検討してほしいという話を以前からさせていただいております。その後、これについて各事業者との個別の相談があったようにも聞いておるのですが、現状ではこの経費の削減というのは可能なかどうか、いかがでしょうか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） お答えいたします。

この間、現在の指定管理が今年度いっぱい完了するというので、26年度以降に向けて何度か現状を含めて協議をさせていただいております。その中で、以前お答えを申し上げた中で減免の関係、また利用料金制度の関係、そういった点も含めて市教委内でも検討もした上で業者等の意見を聞きまして、現実的にはあそこの施設としてはいわゆるカルチャー教室的な事業に限られるだろうという部分で、なかなか事業収益を見込むのは難しいという点ですとか、いわゆる減免となると1施設だけの課題でもないかなというようなこともありまして、現状としての指定管理制度の中で次期指定管理の公募を行うという方向で現在考えております。ただ、ご指摘のとおりトレーニング室が来年4月から移設になります。現在1億160万ですか、かかっておりますけれども、これにつきましてはトレーニング室にかかっていた管理費、また電気料等値上げになっておりますので、そういった部分を含めて現在の金額と比較すればということでございますけれども、九千何百万と、七、八百万になるかなというようなことで現在積算中でございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） 次期更新時までにある一定の判断といいますか、考え方を示されるということだと思っております。ただ、もちろんやみくもに減らせということだけを申し上げているわけではありません。今お答えがあったように、文化施設としての目的というものもございますし、こういった施設が必ずしも収益を上げるということにはならないですから、地域の大事な施設として守っていくということが大事だというふうに思っています。ただ、そうであるなら収益が上がらなくてもできるだけやっぱり人を集めると、要するにあき状況を解消していくということではないかなと思っております。会議室や研修室を含めて、そういったところの部分についての改善をぜひ促していただきたいというふうに思っております。例えばですけども、あいている部屋の延べ数なんていうのは出ていましたか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） 申しわけございません。各諸室の部分のトータルとしての面積は、現在ちょっと手元に資料がなくてわかりません。

○委員（小久保重孝） 今それは結構ですが、空き部屋の数とかを確認しながら、ぜひ対策をとっていただいではどうかと思っております。例えばあいているのであれば、3日前とか4日前の予約はもうできるだけ安くしてしまうとか、何か集まりに使うのに、確かに予約制が多いので、1週間前以上がたしか多いのですよね。ですから、1週間以内の部分であればもうちょっとそれを降下させるとか、そういうことも考えていただきたいなと思っております。これはこれで終わりにしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、最後のページですかね。102ページ、103ページのほうに行きます。まず、総合体育館の運営管理委託料の関係で、説明資料は73ページになります。10万9,244人の利用ということでございますが、これに当たるいわゆる収入の部分の使用料は幾らだったでしょうか、また減免の部分は幾らだったでしょうか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） 総合体育館の利用料収入でございますが、指定管理者の決算によりますと利用料金収入で756万5,090円という利用料収入でございます。また、減免に関しましてはトータルしまして約630件ほどあったと、その中で減免額を換算すると約560万ぐらいかというこ

とで伺っています。

以上です。

○委員（小久保重孝） お聞きをしたとおりですが、数字がこちらで押さえているのとちょっと違うところはあるのですが、先日委員会のほうでも体育協会、管理者側と会議を持ちましたので、大体の数字は押さえているのですが、ちょっとこれはどう考えたらいいのかなというところは、10万9,000人のうちの9万4,000人、いわゆる団体で来ている部分の利用数、こちらはほとんど減免なのですよね。93%が減免ということでございまして、その費用は減免額が824万に上るということで聞いておりました。要するにさっきもおっしゃっていただいた収入が756万で減免が824万ということで、収入を上回ってしまっているということなのです。当然大会なども開かれるとか、いろいろと中身の内訳はいろいろあると思うのですが、こういう状況を私たちもどう考えたらいいのかなというふうに思っています。総合体育館の場合は4,752万ということになっていますので、そのことからこういった収入というのは、減免の規定も含めてこれは適切というふうに考えたらいいのか、内部としてはどのように受けとめているのかお聞かせをいただきたいなと思っています。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） 先ほど減免のお話で、ちょっと私のほうの数字と違いがあるという部分、後ほど確認したいと思います。

今の減免の関係なのですけれども、総合体育館にかかわらず、先ほどのカルチャーセンターの関係、また他の公共施設等の関係もそれぞれ伊達市の場合は減免規定を持っております。総合体育館の減免規定につきましては、現在特に少年団の活動、そういった部分については全額免除というような形になっておりまして、これらもそれぞれ経過を経ての規定かというふうに思っております。この指定管理者制度の中の施設について、一方ではこういう減免規定を一切なくしたというまちのお話も聞いたことはございます。ただ、そこの中でもこのようないわゆるスポーツの振興を含めて少年団活動については、一方では今度は行政サイドのほうから補助を出すというような形をとっているという部分の話もありまして、現在のところ体育施設、また社会教育施設につきましては現在の減免規定の中で進めようかというような考えでございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） 考え方についてはわかりました。私も減免をなくせとは申しません。ただ、減免のそれぞれのやっぱり精査というのはちょっと必要なのかなと感じております。子供たちにとっては使いやすい施設になってほしいと思いますから、先ほどの文化施設と同様に政策目的がございまして、そのことが収入とのバランスを欠いていても仕方ないかなという考えは持っています。ただ、そうであればさっきと同じように一般の利用をふやしていくというところの考え方をもっともっとしっかり持っていただきたいなというふうに思っています。

それと最後、体育施設の運営管理委託料の関係でパークゴルフ場の関係だけ1点、これで終わりにさせていただきますが、まなびの里の影響でしょうか、説明資料の75ページ、関内とB&Gの部分で、こちらでいただいている資料で計算すると関内で2,500人少なくなっている、B&Gで3,500人少なくなっていると。開催日数もちょっと違うところもあるのですが、あとさらに言うと、パークゴルフだけで言うと大滝の優徳と本町を入れると前年度に比べて9,000人から9,500人違うのです

よね。要するに減になっているのです。その分、まなびの里がふえているというところなのかもしれませんが、ある面パークゴルフ場の運営というもの、今後もこのまま施設どこも維持しながら続けていくのかどうかというところなのですが、この結果を受けてどのようにお考えでしょうか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） お答えいたします。

ただいま委員のほうからご指摘ありましたとおり、昨年の年度途中の段階でも関内パークゴルフ場、また海洋センターパークゴルフ場のほうの利用者減というのは、まなびがオープンしたことで背景としてはあるのかなというふうには思っております。同じ伊達市内の体育施設でございますので、本来であればパークゴルフ人口がよりふえればいいかなという気持ちはあるのですが、そういった意味ではなかなかそれは行政のほうでもできない部分でございます。利用率をどう高めていくかということでことし体育協会が海洋センターのパークゴルフ場の指定管理者でございますけれども、そういった利用のために老人施設等、無料開放を9月から行ったりということで幾つか方策を試してはございますけれども、それぞれコースには特色がございます。そういったところも生かしながら、どういう形で運営していくかという部分に含めて検討はしていきたいというふうには考えているところで。

以上です。

○委員（小久保重孝） わかりました。残していくということの中で運営方法を考えていくと、利用率を高めていくということでございます。これは、関内については以前にも利用料を払わないという方がいて、ほかの方からも非常にクレームが出ているところもございます。いろいろ考えると、これはいっそのこと要するに無料にしまったらどうかという考え方もあります。要するに関内については100円を取っているわけですが、そのことに係る経費もございまして、いっそのことやめてしまうということで、逆に団体のほうにできるだけ管理をお願いすると。うまくだからそういうふうに移行しながら利用率を高めていくという考え方もあるのではないかと、いうふうに思っておりますので、そのことについては政策的な判断かと思いますが、そういったことも考えながら利用率を高めていくということをぜひお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） ただいま委員のほうからご意見ございました。無料にするというのも一つの方策かもしれませんが、現在かかっている人件費を含めて管理費等を勘案しながら、今後どうしていくか、一つの材料にはしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○委員（吉野英雄） 2点ほどあります。

1点目は、教育総務費の国際理解教育の関係でネイティブスピーカー活用事業、93ページですが、これはレイクカウチンから派遣されている方が1人、途中でお帰りになった。これは、原発の影響なのかどうかわかりませんが、その割には全体としては頑張ってやっているのではないかなというふうに思うのですが、去年の事業内容から見ましてもそれぞれの中学校で回数がふえたりいろいろしているわけで、何か工夫されていることや、あと市民サークルの利用などもかなりふえておまして、この辺で工夫されたことなどありましたらお聞かせをください。

○学校教育課長（鈴木俊仁） ただいまのネイティブスピーカー活用事業の関係でございます。A

L Tの派遣ということで市内の各小学校、中学校に派遣しているほかに幼稚園とか保育所にも、例えば小学校、中学校が夏休みの時期、そういったときには幼稚園、保育所に派遣するといったことも行っておりました。さらには、大滝区に関して見れば福祉施設での国際理解学習とか市民向けの英会話教室とか、そういったことでも活用させていただいておりました。

以上です。

○委員（吉野英雄） これは中学校や、それから小学校、幼稚園、保育所、それから市民サークル、それぞれの団体によっていろいろ工夫しなければいけないことがあったり、教材が違ったり、いろいろするのかなというふうに思うのですけれども、この辺の関係についてはどのようにされておりますか。

○学校教育課長（鈴木俊仁） 教材の工夫などにつきましてですが、事前に学校との打ち合わせの時間などがあって小学校、中学校では授業展開をしているところです。そしてまた、保育所とか幼稚園などについては歌を歌ったりとか、カードゲームを準備して行って、そういったもので子供たちとの交流を深めているといったようなことをやっておりました。

○委員（吉野英雄） それで、平成24年の11月に教育委員会発行で教育委員会点検・評価報告書というものが出ております、去年の11月。それで、大変工夫されていろいろ取り組まれているのですが、この国際理解の教育については、達成度評価一覧というのがいろいろ出ているのです。その中ではA、B、Cいろいろあるのですけれども、Cランクも結構あります。Aランクは、高齢者が云々というのだけがAランクで、そのほかBランク、Cランクとありまして、それぞれ一生懸命やっていらっしゃるのだけれども、Cランクだということになっておりまして、そのほかにもCランクはいっぱいありますから、これだけをどうのこうのということではできませんけれども、教育委員会全般としてそれぞれこの評価報告書を受けて、国際理解だけでなくさまざまA、B、Cランクがついていることについて、24年のこの評価報告書を受けてどのようにこれを受けとめて、改善のための対応方向などもいろいろ出ておりますが、これらについて対処していかれる方針なのかお聞かせをください。

○学校教育課長（鈴木俊仁） 点検・評価報告書の中では、評価の中で中学生の受け入れ事業などが中止とされました、震災に伴って。そういったことで評価をいたしたところであります。今後、平成25年度になりましてから伊達市のほうのA L Tも2人交代となりました。交代となったのですけれども、今までのA L Tよりも日本語がちょっと上手でないという部分もございますので、そういったことから教育委員会の職員が各学校に送り迎えといいますか、行って事前の打ち合わせなどは綿密に行うような形をとって進めているところです。

○教育部長（松下清昭） 教育委員会の点検・評価の関係でございますけれども、全体的に23年から見ると24年度の評価がかなり低い評価となっていると思います。この評価というのは、24年度に評価の方法を見直しました。というのは、23年まではそこに掲げたもので実施したというものにつきましてA、Bというような評価をしたのですけれども、実際取り組んだだけでは何も内容的な部分をもうちょっと具体的に詰めていかなければならない点がありましたので、評価の方法を変えたということで評価点のほうは大体CとかDとかというのが中にもあるというような状況でござ

ざいます。

○委員（吉野英雄） 評価の方法については、いろいろその評価の仕方ですとか、そういったものについて変更したということで、必ずしもCランクがついているからどうのこうのということではないということだと思いますが、かなり厳しい意見もついておりまして、これの46ページから49ページまでそれぞれ評価報告に対する意見というのも出されておまして、結構厳しい意見も出ているなというふうに思うのです。ぜひこれを受けてやっていただきたいなと思います。

それから、先ほどの国際理解教育の充実の関係では、伊達市のほうのALTも交代したということですけども、一応ALTについては基本的には姉妹都市交流事業みたいな形でやっているものがほとんどなのかなというふうに思うのですが、大滝の場合はレイクカウチンからの派遣、伊達の場合はどのようにされているのでしょうか。

○学校教育課長（鈴木俊仁） 以前は、モンタナ州大学からの学生ということで呼んでおりましたけれども、この平成24年度についてはALTはJETプログラムということで、そちらのほうから紹介いただいて2名来ております。大滝区につきましては、レイクカウチンとのつながりもございますので、その周辺に住んでいる方ということで推薦いただき、今は国際交流員という形だったと思うんですけども、そういった形で活用させていただいているところです。

以上です。

○委員（吉野英雄） わかりました。たしか伊達のほうで始めたときも途中で交代したという事例があったのかなというふうに記憶しております。ですから、事業としてきちっと進めていくためにはこのALTの確保、必ず交代しないようにというわけにはいかないと思いますが、それぞれ事情がありまして。切れ目なくやっぱり派遣してもらい、あるいは人を確保するような方策をぜひ講じていただきたいということで、この点については終わりたいと思います。

次に、99ページの開拓記念館の関係についてお伺いをします。この開拓記念館、平成23年度から歳出は減っているのですけれども、これは武家文化財の調査修復事業が一応一段落したということで金額的には下がっているわけですが、今後武家文化財の調査修復した事業をどう市民に返していくかという点についてはどのように計画をされているのでしょうか。

○文化課長（本間浩一） お答えいたします。

現在の開拓記念館は、かなり狭くて、あと老朽化がかなり進んでいるということで、現在総合展示館の建設を検討しております。展示館が完成した時点では、現在の武家文化財についてまだまだ出していないものもありますので、その辺も展示できるのではないかと考えております。

○委員（吉野英雄） 総合展示館に向けてあれしているわけですけども、開拓記念館に収蔵しているものが全部総合展示館のほうにというわけにはいかないですね。やっぱり開拓記念館そのものの、今ある開拓記念館の中で収蔵しているものについても一定程度どうやって収蔵、保存していくのかということをおわせて考えていかななくてはいけないのではないかなと思うのですけれども、この辺についてはいかがですか。総合展示館ができれば開拓記念館の役割は終わるというわけではないと思うのですが、この辺はいかがですか。

○文化課長（本間浩一） 総合展示館ができた時点で、現在の開拓記念館はもう老朽化が進んでお

りますので、廃止するという形になります。今の開拓記念館が狭いものですから、噴火湾文化研究所のほうにも武家文化財、保存しているものがあります。そちらも展示館ができた時点で展示または収蔵するような形で考えております。

○委員（吉野英雄） 方針についてはわかりました。そうしますと、全体として開拓記念館周りの関係が大きく、総合展示館ができた段階で開拓記念館の役割が終わるということで収蔵場所が変わっていくということになりますよね。そうしますと、全体的にどうするのかという計画については文化課だけでやるのではなくて、市民の意見をきちっと聞く必要があるのではないかなと思うのですけれども、この辺についてはどのように進められるおつもりでしょうか。

○文化課長（本間浩一） お答えいたします。

現在の開拓記念館の敷地につきましては、国のほうと協議をいたしまして、国の史跡に指定できるのではないかとということで返事をいただいております。こちらとしましては、今の迎賓館の裏にも米蔵ということかなり古い倉庫というか、あるのですけれども、それも国の指定を受けられる可能性もあるという形で聞いておりますので、その部分につきましては国指定の史跡という形で保存していきたいと考えております。

○委員（吉野英雄） 大体わかりました。それで、これは24年度の決算なので、余り踏み込みたくないのですが、迎賓館の修復がありますよね、計画が。開拓記念館全体の構想として迎賓館、それからいずれ国指定になるかもしれないというか、今進めているもの、それから総合展示館、それから噴火湾文化研究所のほうへ全体的に武家文化財として貴重なものがあちこちに点在するというのはいかがなものかというふうには思っているわけです。ですから、その辺を統一的にどうしていくのかというようなことについて、何か市のほうで検討されていることというのはあるのでしょうか。

○文化課長（本間浩一） 今の記念館の部分で、これまでは文化ゾーンという形で指定していた形なのですけれども、現在の黎明観の部分、それと宮尾記念館の部分、それが展示館も入ってくるという形でその部分と現在の記念館の部分を歴史の杜公園の中の文化ゾーンとして指定しまして構想を考えていきたいと考えております。

○委員（吉野英雄） 大体はわかりましたけれども、全体的には文化ゾーンとして構想を立てていくということなのですけれども、観光にいらっしゃる方は伊達の武家文化というものに対して関心を持って来られる方が多いと思うのです。ですから、そこをやっぱり統一的に見れるといいですか、そういったものが必要なのかなというふうにしてまいりまして、これはご答弁要らないと思いますが、また別な機会に一般質問でやりたいと思いますが、そういう全体的な構想をどうしていくのかということについては、やっぱりこの文化に造詣の深い方も伊達の中にはいっぱいいらっしゃるから、そういう方の意見も聞きながら進めていっていただきたいなというふうにしてまいりまして、この点についてはご答弁までは求めませんが、そういう方向で進めていっていただければというふうにしてまいります。

以上です。

○委員（寺島 徹） 委員会で質疑するのは最後なものですから、2点ほど。

まず、95ページ、これは小学校の教育振興費で副読本の関係ですが、減額補正していますけれど

も、一応48万9,000円出ておりますけれども、この中身をまず教えていただきたいと思います。

○学校教育課長（鈴木俊仁） 社会科郷土読本「だて」という副読本を2年に1度伊達市では改訂して作成しております。それで、平成24年度中に改訂を行いまして、その副読本を平成25年度、26年度で使用するというものです。学校での活用方法につきましては、小学校3、4年生の社会科の授業で使用するというものです。

以上です。

○委員（寺島 徹） その辺はわかっていることなのですけれども、48万9,000円でどんな形で何部つくってどうだったのかというのを教えていただきたいのです。というのは、22年度の予算で27万見ていて、これは減額補正になって83万きり使わなかったのですよね。このときに1度疑問をしようと思ったら、これ噴火か何かのときで……震災で疑問がたしかできなくなったときだったと思うのですけれども、そんなことで実は今副読本の重要性というのは各地区で言われているときに、予算を計上しておいて副読本のこれきり使っていないということは、このくらいきり使わなくて立派なもののできたのか、このくらいで抑えたものなのか。しかも、今言ったように2年に1度というような今までの流れでできていますから、今度は26年度につくることになりますよね。そうしますと、48万9,000円で作ったものが25、26、2年間使うことになるのですけれども、その間の修正であるとか、校正であるとか、そういったものは一切行わないつもりでこれをつくっているのであれば、どんな中身のものを自信を持って教育委員会が副読本をつくっているのかどうかということをまず確認したいと思います。

○教育部長（松下清昭） 社会科副読本の関係でございますけれども、今回の経費が少ないというのは2年に1度新たなものをつくるということで入札を行った結果、業者が全然違う業者に変わりました。そして、そこに使っている写真ですとか、その著作権というのが最初につくった会社のものというお話もありましたので、この副読本の作成につきましては学校の先生方に参画していただきまして内容を精査してつくったものでございます。そして、その写真等も入札で落とした業者が独自に撮るなり、学校の先生方が撮ったりして作成したもので、結果的にこの大きな差というのは入札の差、こんな言い方をしたらどうなのかわかりませんが、そういう結果でございます。

○委員（寺島 徹） 経費の削減ということで、入札の部分についてはわかりました。

それで、これはこの後26年にまたつくらなくてはならない。学校の先生を中心につくっているということですが、その辺のチェックの関係、教育委員会としてのチェック、それからこういう副読本でないのだめだというような教育委員会の方針というのがきちっと学校の編集する先生方に、私も二、三年分見ましたけれども、こんなもので本当にいいのかという気がしております。いずれ一般質問できるようになったら中身まで入りたいと思いますけれども、正直言ってこんな副読本は要らないと思うぐらいだと思っています。正直言ってつくるのであれば、きちっとしたものをつくってもらいたい。それが教育委員会の役割だと思っていますので、その辺をもう一度、これは2年に1遍きりやらないものですから、そんなことで十分に今後考えてもらいたいなと、そんなふうに思います。

2点目ですが、103ページの総合体育館の備品の整備の関係です。総合体育館には、アリーナに

非常にすばらしい放送設備があります。スピーカーも非常にいいものがついておりますし、ところが操作をする人がいない。備品を整備したけれども、これを操作する人間がいないという現状をどうつかまえているかを、どう考えているかをお伺いしたいと思います。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） 昨年1年、各種いろんな大会が開かれております。その中で、放送室を使つての放送等を行っているのを何度か私も見ているのですけれども、その中で操作に当たって非常に不都合があるというような声はちょっと耳にしたことがなかったので、もしそのような点があるのであれば現在の指定管理者のほうにちょっと状況を確認したいというふうには思っております。

以上です。

○委員（寺島 徹） 現状を把握されていないようですからちょっと説明しますと、非常にいい機械が入っております、デジタルの。ミキサーも18チャンネルほどのミキサーが入っておりますし、ところが設定はコンピューターです。ここの議場もいろんな部分、コンピューターで設定することになっておりますけれども、コンピューターで設定をしてもらって、あと操作するのはマイクの音量関係だけ、いわゆるバランスの設定は全部コンピューターでやらないとだめなデジタル機器になっています。恐らく最新型ですから、伊達で操作できる、いわゆる音量を上げたり下げたりだけではなく、そういう操作をできる人は伊達の中にはいません。室蘭でも1人いるかいなかですから、1度これはたしか変なところをいじってしまつてだめになったことあるはずですから、これは体育協会に聞いてもらえばわかると思います。

将来的にどうするかということはもちろんありますけれども、もしこの機材を、備品を入れるときにそういったことも当然考えて、これは体育館に限らず、ほかの部分でも恐らくプールでも何か今度は出てくるような気はしていますけれども、余り頭を使わないで備品だけ入れればいいという感覚でやっている可能性が非常に強いなど。将来どう使っていくか、誰が使うのかということ想定しての備品の購入を果たして本当にしているのかどうかというのが甚だ疑問の部分があるわけです。ですから、この辺を今後のことに生かしていくというのは、今までこれはしようがないとしても今後備品を入れるときにはその辺もきちんと精査した上で備品を入れていかないと、お金はどんどん使ったはいいけれども、実際に動かせないよとか、動かすときには札幌から人を呼んでこなくてはならないよとかということになると、これはせつかくいいものを入れても生かし切れないことになりますので、その辺を十分に認識をしてもらいたいなど。この体育館の操作については、恐らく誰かが研修を受けたり何かしながらやらないと今後調整するのは、マイクの高低をセットするだけだとそれは誰でもできるのですけれども、バランスの調整をしたりする場合は全部コンピューターで、パソコンでやらなくてはならないですから、その辺をきちつと状況、現状をよく踏まえてやってもらいたいなというふうに思いますので、これは今後いろんな施設に機材を入れるときの前提になると思いますので、そういったことも含めてよく注意をお願いしたいなというふうに思います。

○委員長（大光 巖） 答弁要りますか。考え方、要らない。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） いやいや、検討しますとか、頑張りますとか。

○教育長（菅原健一） ちょっと初めて聞いた話なものですから、今後備品の購入に当たっては今の委員おっしゃったことも踏まえて、十分使えるような形の備品を導入していきたいというふうに考えております。

○委員長（大光 巖） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、第10款教育費についての質疑を終わります。

○事務局長（村田 修） 説明員の交代をお願いいたします。

○委員長（大光 巖） 次に、第11款公債費から第14款災害復旧費、102ページから107ページまでの質疑を願います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、第11款公債費から第14款災害復旧費までの質疑を終わります。

以上で歳出についての質疑を終わります。

○事務局長（村田 修） 説明員の交代をお願いいたします。

○委員長（大光 巖） 次に、歳入の質疑を行いたいと思います。

それでは、第1款市税、20ページから21ページまでの質疑を願います。質疑はございませんか。

○委員（小久保重孝） 個別の内容というよりも1点だけ、これは副市長にお聞きをしたほうがよろしいかと思いますが、きのうもきょうもいわゆる不納欠損とかの関係です。先ほど住宅の関係の課長からの答弁でも庁内でのいわゆるその取り組みというのが少し一部紹介をされました。ちょっとただ聞いていると逆に心配になってしまうような内容なのですが、監査意見を読む限りではまだまだその改善というものがなされていないというようなちょっとくどりがございます。また、悪徳という言葉、常習者というような言葉、かなり厳しいところもございました。ただ、昨年副市長がご発言いただいて、庁内の横断的ないわゆる収納体制の整備というものを図っていただくということになっておりましたので、この点についてその経緯と経過、現状についてお答えをいただきたいと思います。

○副市長（疋田 洋） 昨年の決算の中で取り組みが不十分だということで、早速庁内の横断的な組織、企画財政部長を頭にして早速月1回の会議を持たせていただきました。最初の1年でございますから、なかなかそのいわゆる収入未済、取れないというところについてちょっとまだまだ職員が本当に認識不足というか、なぜ取らなくてはならないのかということも含めて意識が非常に薄かったような気がいたします。昨年そういったことでつくりましたので、ことしについてはそれぞれのまた横断的な、滞納者というのはある意味ではいろんな分野で滞納をしていますから、情報交換をしながらやれるところはやっていくということだと思っております。今預金を中心にやっているところがうちの場合は非常に多いのですけれども、もう少し実態も含めてやっぱり家庭に入った中で何か競売できるものがあるのかないのか、そんなものも含めてやっぱり直接的な踏み込みも含めた対策をとらないと、なかなか収納率が上がっていかないということになるのではなからうかと思

っていますから、その辺も含め、あるいはいわゆる裁判所も活用した中で何とかそういった一円でも二円でも効果が上がるような形でもって今年度もやってございますから、もう少し時間をいただきたいなというふうに思っています。

○委員（小久保重孝） 今お答えをいただきました中で、昨年のことをちょっと思い返しますとたしか私も、また同僚の吉野委員もたしかお願いをしていた部分というのは、もちろんしっかり不納欠損のないような状況をつくれということもあったのですが、ただまず滞納者と向き合うところの部分の部分がやっぱり大事だという話だったと思います。もちろん一円でも多く取って、とにかく公平性をというのはもちろん大前提なのですが、ただ滞納者と向き合うということが横断的な情報をとる中で本当にできるのだろうかというところがあったと思います。たしかあのときの答弁でも個人情報の関係もあるので、なかなか難しい部分もあると、要するに壁があるというようなお話もあったのですが、なかなか1年目で結果は出ないというのわかるのですが、そういう一人一人に向き合うところの点も非常に大事な点だったと思いますし、そういうことも踏まえて取り組みが進められているのかどうか。なかなか担当者の理解が進まないという部分もあるのかもしれませんが、もう少しご答弁いただきたいと思います。

○副市長（疋田 洋） 先ほど住宅の関係もございました。保証人の関係も質問されたと思います。調べた結果、もう亡くなっている人が相当の数に及ぶというような実態も実は判明いたしました。したがって、そのことについて新たに保証人の設定をするということを今住宅課が行ってございますし、保育所関係についてもそれぞれ個別面談をしながらやってきているということも事実でございます。企画財政部長が大変有能な人物でございますから、それぞれ所管のところに厳しく指摘をしながらやってきておりますので、住宅の関係でいくと相当ことし1年は専属に対応したおかげで1,000万程度未済が減ったということもございます。したがって、もう一つは人的なものも含めてやっぱり確保と、それからどうしても足りない部分については我々としてはそこに補強をしていかざるを得ませんから、そのところが所管課としてきちんとやっぱりその未済が多いということに対しての認識を改めてしていただく、その対応をやっぱり所管として上げていただくということが大事になってくるのではないかと考えていますので、そのことをひとまず追求していきたいなと思っています。

○委員（小久保重孝） わかりました。せっかく今副市長から有能な企画財政部長が取り組んでいるということでございますから、ぜひ企画財政部長から別に君に言われなくてもしっかりやっているという答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政部長（鎌田 衛） 高い評価をいただいておりますが、いずれにいたしましても私自身もかつて公営住宅で明け渡し訴訟というのも実際に経験をしておりますし、いろいろそういった状況を4年間対応してまいりましたので、そういった経験も踏まえながら各課横断的に、これは給食費も含めて今一緒に対応しておりますので、とにかくつらい業務ではありますけれども、そういった担当者が一堂に会して原点に立ち返って、やっぱり委員からご指摘のあったとおり滞納されている方としっかり面談をして個々の情報も捉えながら対応してまいりたいと、このように思っております。

○委員（吉野英雄） 土木使用料のところをやろうと思ったのですが、副市長、それから有能な企画部長のほうからご答弁がありましたので、この問題は推移を見守っていきたいなというふうに思います。

1点だけあるのですけれども、これはまだページが進んでいないのかな。22ページは進んでいないですね。後回しですね。済みません。土木使用料のところだけは……。

○委員長（大光 巖） ほかにないものと認め、第1款市税についての質疑を終わります。

次に、第2款地方譲与税から第21款市債、20ページから49ページまでの質疑を願います。質疑はございますか。

○委員（吉野英雄） 1点だけ確認させていただきます。これは、24年度の決算の委員会ですので、今消費税をめぐって大変やかましい状況になっておりますけれども、24年度の決算ですので、消費税引き上げを見据えた上で地方消費税の関係、これについて現在の5%の段階で伊達市全体の概要で結構ですけれども、消費税の負担、節ごとにいろいろ難しい計算があると思いますが、概算で結構ですけれども、5%時点での市が行ういろいろな事業に対する消費税の負担というのは概算でどの程度というふうに試算されていらっしゃるのでしょうか。

○財政課長（大矢 悟） お答えいたします。

平成24年度の歳出における消費税額につきましては、概算ではございますが、おおよそ2億4,000万ほどと考えております。

以上です。

○委員（吉野英雄） 大体の試算ということで、もちろん消費税がかからない部分、かかる部分いろいろあって、これを精査するともうちょっといろいろな数字が出てくるのかなというふうに思います。ただ、やっぱりそれぞれ地方消費税として入ってくる分と出てくる分、これは一般質問でちょっと概算についてお聞きしたことがあります。これは25年度の予算、26年度の予算、27年度の予算というふうに立てていく場合に、それぞれそういったものも影響額なども調べながらやっぱり予算を立てていかななくてはいけないのではないのかなというふうに思っております。これどうなっていくかわかりませんが、多分きょう表明されるのでしようから、それらも見据えた上でこの地方の財政運営というものも考えていかななくてはいけないというふうに思います。この辺についての市長の考えだけをお聞かせをいただいて終わりたいと思います。

○市長（菊谷秀吉） 消費税引き上げのときの議論の最中に、ちょうど全国市長会の副会長をやっていた関係もあって、いわゆる地方六団体と国との関係の中で、全国市長会で政策委員会というのがありまして、そこに各会長、副会長、それからブロックの支部長が集まってどうするという議論がありまして、最終的に地方分の案分が少し上がったということがありました。私は、ここで気をつけなければいけないのは、地方に消費税が来るのですけれども、それに伴って今回の介護保険で要支援2まででしたっけ、こういう実質的に地方に負担が転嫁される可能性が非常に多いなど。だから、それに対してどう向き合うのかということが我々の大きな課題でありまして、一方では確かに高齢化がどんどん進んできて年金の問題もありまして、負担はやむを得ないという世論の声も非常にふえてまいりました。しかし、どう金を使うのかということは非常に難しい問題だなと思いま

すので、この辺は議会の皆さんと十分議論しながら来たるべき超超、超の上にさらに超がついた高齢社会にどう向き合うかというものと消費税とをセットにして議論していきたいなど、こんなふうを考えております。

○委員（小泉勇一） 委員長が時間ばかり気にしているようですから、急いで質問をいたします。

○委員長（大光 巖） そうしてください。

○委員（小泉勇一） 雑収入について、1点目は市民交通傷害保険料、47ページです。93万6,000円あるのですけれども、これはここで受けたらどこかで市民に支出されているものでないかなと思うのですけれども、このあたりの説明を求めたいと思います。

○自治防災課長（星 洋昭） お答えいたします。

市民交通傷害保険料につきましては、一般の市民の方が加入目的で納められる金額を一旦市のほうで受領いたしまして定期的に、月に1回とかという形なのですけれども、保険会社のほうにそのまま納付するというような方式をとっております。

以上です。

○委員（小泉勇一） わかりました。

それで、その次に太陽光発電の市が売電している金額があるのですけれども、これは意外に少ないのです。市の施設で太陽光の施設というのは、かなりつけられていると思うのですけれども、どうしてこんな少ない数字なのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（鈴木俊仁） お待たせいたしました。太陽光発電の余剰電力売電収入ということで、教育委員会のほうといたしましては学校が3校ございます。伊達西小学校の15キロワット、長和小学校の10キロワット、伊達中学校の15キロワットのそれぞれの太陽光設備ございまして、それぞれの内訳として売電収入は西小学校で1万7,760円、長和小学校で4万5,240円、伊達中学校で2,496円というようなことで合計が6万5,496円、教育委員会のほうでの収入の状況となっております。これが少ないという理由につきましては、発電はしておりますけれども、学校自体施設が大きいので、北電さんからの電力をほとんど使っている状況とそれに加えてこの太陽光で若干賄っている、そういったことから売電するだけの収入としてはこの程度というふうになっております。

以上です。

○委員（小泉勇一） これ以上聞いてもだめなようですから、この点はこれでいいです。急いでやめます。

その次に、これは歳出のときに同僚委員が大分聞いていたお話なのですが、公営住宅の使用料です。先ほど来、これは収入未済と大体同じようなことなのですけれども、非常に大きな収入未済です。1年間の1億9,800万の収入に対して収入未済が4,700万あるのです。非常に膨大な数になるわけですし、これ条例からいきますと3カ月以上の滞納をしている人にはそれぞれの措置をしなければならないことになっているわけですし、監査意見なんかにもよりますと長期にわたって滞納されているという人もあるようですので、3カ月以上の人は何戸あるのか、それからさらに長期にわたる1年も、あるいは6カ月以上とか1年以上とか、そういう人が何戸あるのかを教えていただきたいと思います。

○住宅課長（早瀬久雄） 収納未済者、滞納者の数なのですけれども、正確な数字はちょっと今は押さえておらないところであります。大体総人数としては130名くらいということで押さえております。

以上です。

○委員（小泉勇一） そうしたら、押さえていないということですから、これ以上聞いてもどうも余りわからないのではないかなと思うのですけれども、条例からいきますと入居者が家賃を3カ月以上滞納したときには公営住宅の明け渡し請求ができるということになっているのですよね。それで押さえていないというのはどうも、余り納得するわけにもいかないのですけれども、資料がなければこれ以上は言いようがないのですけれども、副市長はいろいろさっき力説しました、市税の滞納をなくすように。やはりそういうところに問題があると思うのです、同じ論理なのですから。やはりこれは全く滞納が多くても多目に見ていると言ったらいいのですか、温情味があると言ったらいいのですかね。やはり原点は同じようなところにあるのではないかと思うのですけれども、その辺は副市長、どう考えますか。

○副市長（疋田 洋） そのとおりだと思ってございます。今は多分資料を持ってきていないだけで、24年度決算終わっていますから、滞納者の数ですとか、幾ら滞納しているかというのは明確に書類が残っていますから、あると思います。課長がちょっと持ってきていないだけかなというふうに思っていますので、いずれにしても税も含めて、住宅料、手数料を含めて、そういったもう三月と言わずにやっぱり滞った場合については直接対応しなさいという話を実はもう指示をさせていただきます。今残っているのは、長年の積み重ねになって、それこそ100万まであるのかどうかわかりませんけれども、相当大きな額の人たちが残っているという状況なのです。ですから、今いわゆる現年度でもって例えば3カ月を超えた部分については、それぞれ現状は対応させているつもりでございますので、その辺については一つ一つ改善されていくと思いますし、今出されたいわゆる裁判の関係についてもやっぱりきちっと対応するものは対応していくことをやっていきたいなというふうに思っております。

○委員（小泉勇一） 公営住宅は、伊達でも毎年新しくしたり、かなりの出費をしている、もちろん補助とかそういうものもありますけれども、市の一般財源も持ち出しているわけです。公営住宅は、ある程度所得制限があったり何かして裕福な人が余り入っていないものですから、そういった意味ではこういう状況にもなるのかなというふうには思いますけれども、それにしてもやはり市民の一般財源からの持ち出しがあるということであれば、公平の原則からいってもやはり払うものは払ってもらわなければいけないし、それからこんな3分の1もの金額が長く未納になっているということもやはり問題があると思うのです。これらについては、きょうはもう12時ですから、これでやめますけれども、これからも努力するようにお願いをして終わりたいと思います。

○委員長（大光 巖） 数は要らないでしょう。要るのかい。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） 要らない。

簡潔にお願いします。

○委員（辻浦義浩） 今も住宅のほうの未収ということでありましたけれども、前のページの25ページの児童福祉費の負担費もやはりありますけれども、この辺についても一緒に取り組みをされているということによろしいのでしょうか。

○企画財政部長（鎌田 衛） ご指摘いただきました保育料の関係についても市税等収納対策会議の中で一緒に取り組んで改善に向けて今進めているところでございます。

○委員長（大光 巖） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、第2款地方譲与税から第21款市債までの質疑を終わります。

以上で認定第2号についての質疑は全て終わりました。

これより認定第2号の討論に入ります。

認定第2号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。認定第2号 平成24年度伊達市一般会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定すべきものと決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） 異議ないものと認め、認定第2号につきましては原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

お諮りいたします。質疑がまだ残っておりますが、本日はこの程度として延会にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） 異議ないものと認め、本日はこの程度として延会することに決定をいたしました。

明日は午前10時から委員会を開きます。

本日はこれをもって延会といたします。

大変にご苦労さまでございました。

◎ 延 会 の 宣 告 （午後 0時02分）